

垂井町ビジネス拠点施設進出支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町外から町内への企業又は団体（以下「企業等」という。）の移転及びサテライトオフィスの開設を支援するため、予算の範囲内において垂井町ビジネス拠点施設進出支援金（以下「進出支援金」という。）を交付することに関し、垂井町補助金等交付規則（平成8年垂井町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 特定施設 町がデジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）を活用し整備した次の表の施設をいう。

名称	位置
コネクトベース垂井	垂井町1797番地の1

- (2) サテライトオフィス 企業の本拠地から離れた場所に設置された事務所のことをいう。

(交付対象者)

第3条 進出支援金の交付対象となる者は、特定施設を利用する企業等であって、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 第5条に規定する進出支援金の交付の申請をした日（以下「申請日」という。）から起算して5年以内の間に特定施設の利用を終了しないこと。
- (2) 町内に本社、支社等を設置していない企業等であること。
- (3) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと又は暴力団が経営に実質的に関与していないこと。
- (6) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定する政治団体又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体に該当しない者

(進出支援金額)

第4条 進出支援金の額は、1企業等につき100万円以内とし、1回限りの交付とする。

(交付申請)

第5条 交付の申請は、垂井町ビジネス拠点施設進出支援金交付申請書（別記様式第

1号)によるものとし、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(別紙1)
- (2) ビジネス拠点施設設置計画書(別紙2)
- (3) 履歴事項全部証明書(3月以内のもの)
- (4) サテライトオフィスの利用許可が確認できる書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 町長は、進出支援金の交付を決定したときは、垂井町ビジネス拠点施設進出支援金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知する。

(交付請求)

第7条 進出支援金の交付決定を受けた企業等が進出支援金の交付を受けようとするときは、垂井町ビジネス拠点施設進出支援金交付請求書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(進出支援金の交付)

第8条 町長は、前条に規定する請求書の提出を受けたときは、速やかに全額を一括で交付する。

(利用状況の実施調査)

第9条 町長は、進出支援金の交付を受けた者の施設の利用状況の確認のため、必要があると認めるときは、進出支援金の交付を受けた者に対して調査を行うことができる。

(進出支援金の取消し及び返還)

第10条 町長は、進出支援金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当するときは、進出支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請日から5年以内に、特定施設の利用を終了したとき。
- (2) 虚偽の申請であることや特定施設の利用実態がないことが明らかになったとき。
- (3) その他町長が進出支援金の交付決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 前項の規定により進出支援金の交付決定の取消しを受けた者は、規則第17条の規定に基づき、当該各号に定める進出支援金の額を返還しなければならない。ただし、企業等の倒産、災害等やむを得ない事情として町長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 申請日から3年未満で利用を終了した場合 全額
- (2) 申請日から3年以上5年以内の利用の場合 半額
- (3) 虚偽の申請であることや特定施設の利用実態がないことが明らかになった場合 全額
- (4) 前項第3号の規定により返還を命ずるとき 全額又は半額

3 前項第4号の返還金額は、前項第1号及び第2号における期間の取扱いに準じ、町長が定める。

4 町長は、第1項の規定により交付決定の取消しをしたときは、垂井町ビジネス拠点施設進出支援金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により通知するものとし、垂井町ビジネス拠点施設進出支援金返還請求書（別記様式第5号）により必要事項を定めて当該進出支援金の返還を請求するものとする。

（証拠書類の保存）

第11条 進出支援金の交付を受けた者は、交付申請に係る証拠書類を整理し、進出支援金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、進出支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。